

SNSをきっかけにした消費者被害が急増中！

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用する人が増えています。SNSとは日記やメッセージ、写真の投稿などを通して友人や知らない誰かとインターネット上でつながって交流することを目的としたサービスの総称です。普及に伴ってSNSをきっかけとした消費者トラブルに巻き込まれるケースが年々多く報告されるようになってきました。事例と予防策を知って自分で対策を考えましょう。

▼事例①▲【SNSの「チケット売ります」で振込後にチケットが届かない】

「人気アイドルのコンサートチケットを売ります」というSNSの投稿を見て投稿主に連絡を取った。相手から提示された金額を指定された口座に振り込んだ。しかしいつまで待ってもチケットは送られて来ず、その投稿主とも連絡が取れなくなってしまった。



予防策

間に事業者が入らない個人間での売買取引には補償がなく、騙されてしまっても泣寝入りするしかないケースがあります。どうしても利用する場合は相手の氏名や住所を確認したり、代引きを利用して警戒しましょう。フリマアプリ等も個人間取引です。トラブルは基本的に当事者間で解決を図る必要があることを理解して利用しましょう。

▼事例②▲【SNSの広告でお試しサンプルを頼んだら定期購入になっていた】

SNSで「口コミで人気のサプリメントがお試し価格で購入できる」という広告を見て注文した。しかし商品が届いてみると1年間の定期購入になっている。割引価格なのは初回だけであとは高額な料金がかかることが分かった。半年以上経過しないと解約できないと書かれていて困っている。



予防策

注文をする前に契約内容や解約条件、返品の可否や方法を確認しましょう。通信販売での定期購入は金額や契約期間などを表示することが法律で義務付けられています。「初回限定価格」「お試し価格」といった広告にはページ内の離れた箇所などに、小さな文字で定期購入になることが記載されている悪質なケースもあります。よく確認しましょう。

◆SNSトラブル予防5カ条◆

- ①個人情報特定されないよう注意しましょう。
- ②個人間の取引ではトラブルになっても補償がないので最大限の注意を払いましょう。
- ③SNSで知り合った人を簡単に信用して会ったり、知らない場所に付いて行ったりしてはいけません。
- ④絶対に儲かる、簡単に成功するなど、うまい話を信じず警戒しましょう。
- ⑤通信販売の広告では返品や購入条件、定期購入になっていないかを必ず確認しましょう。

首長表明

市が設置する消費生活相談窓口では、架空請求などの悪質商法や商品の売買契約時に発生したトラブル（消費者トラブル）に関する相談をお受けし、問題解決に向けた支援を行っています。これからも地域の身近な相談窓口として、相談体制の強化・充実に努めるとともに市民のみなさんが安心して暮らせる地域社会を目指して継続的に消費者行政の推進に励んでまいります。

令和3年2月1日 郡上市長 日置 敏明

多重債務無料相談会 ～返しきれない借金にお困りの人へ～

- ▼開催日時…2月13日（土）13：00～16：00
- ▼場 所…県民生活相談センター（岐阜市数田南5-14-53 OKBふれあい会館内）
- ▼相談対応…弁護士、司法書士 等
- ▼相談方法…①面接相談（相談時間はお1人30分で2日前までに電話予約が必要です）
②電話相談（開催日の相談時間内に058-277-1003へお電話ください）
- ▼予約・電話相談は、岐阜県県民生活相談センターへ ☎058-277-1003

◆相談窓口一覧◆ 困ったときには、消費生活相談窓口にご相談ください！ ※相談は無料で秘密は固く守られます。

窓 口	電話番号	受付日
消費者ホットライン	188	年末年始を除く毎日 ※ガイダンスに従って操作すると、お近くの相談窓口につながります。 平日：午前8時30分～午後5時15分：市役所 土曜日：午前9時～午後5時：県民生活相談センター 日曜日：午前10時～午後4時：国民生活センター
消費者ホットライン	03-3446-1623	月～金曜日：午前10時～正午、午後1時～午後4時 ※祝日・年末年始を除く。最寄りの相談窓口につながらない場合に相談を受け付けています。